

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

義肢等補装具費支給要綱の一部改正に伴う申請書等、支出計算書の  
証拠書類及び購入・修理費用請求書の取扱いについて

義肢等補装具費支給要綱の一部改正については、平成 28 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 41 号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」により通知されたところであるが、平成 28 年 3 月 31 日以前に受け付けた申請書等、本省において支出事務を行った義肢採型指導料等の支払に係る支出計算書の証拠書類及び購入・修理費用請求書の取り扱いについて、下記のとおり取り扱うこととするので適切に処理されたい。

記

- 1 平成 28 年 3 月 31 日以前に受け付けた申請書等の取扱いについて
  - (1) 平成 28 年 3 月 31 日以前に受け付けた「義肢採型指導料請求書(様式第 9 号)」、「症状回答料請求書(様式第 19 号)」、「意見書回答料請求書(様式第 22 号)」及び「義肢等補装具旅費支給申請書(様式 10 号(1))」(以下「申請書等」という。)については、平成 28 年 4 月 1 日以降に受け付けた申請書等と同様に本省払いの対象として差し支えないこと(ただし、本省払いの対象となっていない外国送金、当地払を除く。)  
なお、同一の事案について、本省及び都道府県労働局で重ねて支払うことのないよう、申請内容等を十分に確認の上、適切な審査を行うこと。
  - (2) 平成 28 年 4 月 1 日以降に受け付けた「義肢等補装具旅費精算申請書(様式第 11 号)」のうち、平成 28 年 3 月 31 日以前に旅費の概算払いを行ったものについては、従前どおり都道府県労働局において精算の事務処理を行うこと。
- 2 支出計算書の証拠書類の取扱いについて  
義肢採型指導料、症状回答料、意見書回答料及び旅費の支払いに係る支出計算書の証拠書類のうち、本省において支出事務を行ったものについては、当該支出事務を行った月の月末までに本省の官署支出官労働基準局長(本省労働基準局労災管理課調度係経由)あてに原本を郵送すること。なお、原本の写しについては、都道府県労働局において適宜保管すること。
- 3 購入・修理費用請求書の取扱いについて  
平成 25 年 11 月 11 日より前に受け付けた「義肢等補装具購入・修理費用支給申請書(様式第 1 号)」に係る「義肢等補装具費購入・修理費用請求書」(様式第 8 号)であって支出事務を行っていないものについては、義肢等補装具に関するシステムに入力し、本省払いの対象として差し支えない。